

## 大阪府受動喫煙防止対策懇話会における意見

本日は、大阪府が検討しておられる受動喫煙防止対策に意見を述べる機会をいただき感謝申し上げます。

大阪府下には約1万5千店のたばこ販売店が存在しており、たばこ販売者の立場とともに、私どものお客様である喫煙者の声を代弁する立場として意見を申し述べさせていただきます。

私どもは、たばこ事業法の「我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保および国民経済の健全な発展に資すること」との目的に沿い、たばこの販売を通じて毎年2兆円を超える、国、地方への財政貢献を担っていると自負しております。大阪府における平成29年度のたばこ税は、大阪府へ約113億円、市町村へ約691億円、合わせて約804億円の税となっております。お客様のたばこ税負担と共に、地元でご購入いただくための私どもの営業努力と相まって、財政の一端を担っているとの誇りと自負を持って、日々たばこの販売に励んでおります。

しかしながら、屋内外における喫煙規制の強化やそれに伴うたばこ離れ、高齢化の進展等によりたばこの販売量は減少の一途をたどっております。それら喫煙規制議論の中には、一方的にたばこを悪者として扱うものもあり、感情的にたばこ嫌いを助長するかのような世論形成につながっていることは甚だ遺憾であります。

私ども町のたばこ屋は、高齢で年金とたばこの販売で生計を立てているところも多く、このままでは生活が立ち行かなくなるのではないかと、強い不安を抱いております。

また、学校での禁煙教育などにおいて、たばこは合法な嗜好品であるにも関わらず、「たばこは毒である」など説明がなされ、たばこ販売者の子どもが虐められたなどの事例があると聞き及んでいます。たばこに関する議論については、事実に基づいた冷静なスタンスで臨んで頂きたいと思います。

私どもといたしましても、望まない受動喫煙を防止することに何ら異を唱えるものではありません。国において定められた改正健康増進法では、屋外（敷地内）において設置できる喫煙場所は「受動喫煙防止措置がとられたもの」とされており、喫煙可能と経営者が選択できる小規模な飲食店においても喫煙状況の「標示」が義務付けられております。よって、すべての施設において、望まない受動喫煙は回避可能な状況は担保されるものと考えます。

健康増進法が改正され、喫煙可能場所の制限が拡大し、更に販売量が減少することが予想されます。加えて大阪府が法律を上回る独自の条例を制定した場合、たばこに対する心象の悪化を助長することとなり、正に死活問題となります。多くの喫煙者は周囲への配慮もしつ

かりと行っておりマナーも向上しています。喫煙者がたばこを愉しむための場所は適正に確保されるべきだと考えます。

今般、国において統一的なルールが定められたところであり、条例制定ありきの検討ではなく、まずは法律の施行やその周知を徹底するべきであると考えます。よって、大阪府における、国の規制内容を上回る独自の条例制定に反対いたします。

上記が私どもの基本的な考え方でありその背景となります。本懇話会における議論のポイントが第1回懇話会資料に記載されていますので、そのポイントについて私どもの考え方述べさせていただきます。

まず、加熱式たばこの取り扱いについて述べます。紙巻たばこの販売量が大幅に減少している中、加熱式たばこの売上は実感として増加しております。お客様の声をお聞きすると、紙巻たばこは煙やにおいが気になるが、加熱式たばこは、たばこを吸わない周りの方へも配慮できるので良いとのご意見をお聞きすることも多くあります。喫煙者が非喫煙者へ配慮をしている現れだと思いますし、たばこの煙による周囲の方への迷惑防止につながるものだと考えます。紙巻きたばこの販売数量が減少する中、加熱式までも規制の対象とすることには反対であり、改正健康増進法に準ずる形としていただきたくことを要望いたします。

次に、屋外喫煙場所の設置について述べます。私どもは、環境美化や喫煙マナー向上を目指し、定期的に街の清掃活動をおこなっております。施設内およびその敷地内までもすべて禁煙とした場合、公園や道路上といった敷地外での喫煙が増加し、ポイ捨ての増加が予想されますことから、施設内ないしは敷地内への喫煙所設置は絶対に必要だと考えております。喫煙者はたばこを吸う場所がしっかりとあれば、決められた場所でマナーを守り喫煙します。逆に喫煙場所が無いまたは許容を越えて遠いなど、迫害されていると感じれば、マナー やルールを守る気持ちにならないと思います。これは、学校や病院、行政機関等を含めてすべての施設においても同様であり、受動喫煙の防止に必要な措置がとられた喫煙場所は設置できるようにしていただくことを要望いたします。

次に、規制の対象となる飲食店について述べます。飲食店に限らず、商売を営む者はお客様を第一に考え、お客様の望む商品やサービスを提供することが基本であり、お客様のニーズに合致しなければ淘汰されてしまいます。商売においては、お客様が望む優先順位を経営者が判断すべきで、喫煙可能とするかしないかもその一つであるため、経営者の判断に委ねるべき事項と考えます。また、東京都のように従業員有無で切り分ける対応も、喫煙可能とした場合の雇用機会減少や経営者家族の過重労働などが想定され、雇用環境との兼ね合いも生じると思われます。よって、十分な時間をかけて慎重に議論されるべきと考えます。

本懇話会での検討は、あくまでも「望まない受動喫煙」を防止するためのものであり、喫煙者排除や禁煙推進を目的とした検討ではないことをご確認頂き、常識的な範囲で喫煙者がきちんとマナー・ルールを守り喫煙できる状況も考慮していただきたいと思います。

私どもの意見は以上です。改正健康増進法の施行やその周知によって望ましい受動喫煙防止は可能であり、まずはその周知および徹底するべきとの考え方から、大阪府における国での規制内容を上回る独自の条例制定に反対いたしますことを、重ねて申し述べます。

平成30年10月9日  
大阪府たばこ商業協同組合 理事長会  
会長 清見 義郎